

国大協企画第162号  
平成22年11月16日

文部科学省高等教育局  
高等教育企画課長 義本博司 殿

社団法人国立大学協会  
会長 濱田純一

独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業（大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価）の事業仕分け評価結果への対応等に係る意見提出について（回答）

平成22年11月11日付けで依頼のあった標記について、別添のとおり回答します。

平成22年11月16日  
国立大学協会

## 大学評価・学位授与機構の「認証評価事業」の民間移行について

行政刷新会議の事業仕分けにおいて、大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業については、「事業の実施は民間の判断に任せる」とされたことを受け、文部科学省は、「民間の認証評価機関のみで適切な評価の実施が確保されるための移行の考え方等を（平成22年の）年末までに整理」する方針であると承知している。

この方針に対する国立大学協会の見解は、下記のとおりである。

### 記

現在、大学の機関別認証評価を行う評価機関としては、大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構の3機関が文部科学大臣の認証を受けており、評価を受ける大学側は、それぞれの評価機関が持つ特色を勘案しながら、各大学の目的・特性に応じて3機関のうちから自大学に最も適した評価機関を選択できるようになっている。

こうした中で、大学評価・学位授与機構は、他の認証評価機関にない特色（シンポジウムの開催、充実した評価実施体制など）を有しており、従来、殆どの国立大学と約半数の公立大学（利用予定を含め120校程度の国公立大学）が大学評価・学位授与機構の認証評価を選択している。

我が国の認証評価は、平成16年の学校教育法の改正により採り入れられたもので、本格的に開始されてからまだ日も浅く、各認証評価機関も試行錯誤しながら改善を積み重ねている段階にあり、今後については、更に様々な評価機関の参加を得ることにより、制度の早急な発展が期待されている。

こうした状況下で、大学評価・学位授与機構が認証評価機関でなくなった場合、他の認証評価機関の業務の量的な負担が過大となり、我が国の大学評価の発展が阻害されることも危惧される。また、国立大学については、実質的に選択の余地がない状況に陥ることとなり、質保証の観点からも懸念がある。

大学評価・学位授与機構は、評価機関の国際的なネットワークの我が国における中核機関として、評価の国際的通用力の向上に向けて先導的な役割を果たしている。

大学評価・学位授与機構が認証評価機関でなくなった場合、国際的なネットワークの中で従来積み重ねてきた役割が断ち切れ、高等教育の質保証が国際的な共通関心事になっている今日、その分野で我が国が大きく後れを取ることもなかりかねない。

以上のことから、現状では、直ちに民間の認証評価機関だけですべての国公立大学の期待に応えることは到底困難であり、また、公平で国際通用性を有した適切な評価を維持継続するためにも、当分の間、大学評価・学位授与機構において引き続き認証評価を実施していくことが必要であると考え

る。その上で、将来的には、国立大学協会を含む大学関係団体等が連携協力して、新たな認証評価機関を設立し、国際的な水準を踏まえた高等教育の質保証の活動の一環として、我が国の高等教育の質の向上に寄与していく必要があると考える。

なお、大学評価・学位授与機構については、国が設置した「大学評価」に関する中核機関であり、評価機関の国際的なネットワークの我が国の中核機関でもあることから、認証評価「事業」から撤退した場合であっても、認証評価に係る研究開発や、評価者の能力向上のための研修等の実施、国内外の評価機関間の連携センター的役割など、認証「評価」の分野において積極的な役割を果たすことが強く期待される。